

美浜区自主企画事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

(補助事業、経費及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。

(1) 地域活性化支援事業

ア 地域づくり活動支援事業

イ 区テーマ活動支援事業

ウ 地域拠点支援事業

(2) 美浜区民フェスティバル事業

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 地域活性化支援事業

ア 美浜区自主企画事業（美浜区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

ウ 事業計画書（様式第4号）

エ 収支予算書（様式第5号）

オ その他区長が必要と認める書類

(2) 美浜区民フェスティバル事業

ア 美浜区自主企画事業（美浜区民フェスティバル事業）補助金交付申請書（様式第2号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 実行委員会規約又は会則

オ 実行委員会構成員名簿

カ その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助金交付決定額の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、賛助金の取り扱いも含め、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、美浜区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、美浜区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、美浜区自主企画事業補助金交付請求書（様式第9号）に、美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第6号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、美浜区自主企画事業補助金一括事前交付請求書（様式第10号）に、美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第6号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、美浜区自主企画事業実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、美浜区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第12号）によるものとする。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、美浜区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、美浜区自主企画事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 美浜区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。
- 3 別表の規定にかかわらず、令和2年度に第5条の規定による通知を受けた者に係る補助金額及び補助期間その他必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

別表

1 地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

(1) 地域づくり活動支援事業	
補助事業	町内自治会等が実施する、地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 市内の高等学校の生徒若しくは教員又は大学の学生若しくは教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内及び単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費（原則、購入単価2万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。）、負担金
補助金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に10/10を乗じて得た額（200,000円を上限とする。）とする。
補助期間	補助期間は最大3年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとするができる。）。

(2) 区テーマ活動支援事業	
補助事業	美浜区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内及び単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費（原則、購入単価2万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。）、負担金
補助金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に10/10を乗じて得た額（300,000円を上限とする。）とする。
補助期間	補助期間は最大3年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとするができる。）。

(3) 地域拠点支援事業	
補助事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業(本補助金を以て活動を本格実施し、新たに拠点を整備するものに限る。)
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	ア 改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費(報償費(団体内及び単価5万円を超えるものを除く。)、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費(原則、購入単価2万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。)、負担金) イ 家賃 地域拠点の確保に必要な家賃(敷金・礼金、共益費、管理費などは除く。)
補助金額	ア 改装費及び事業開始経費補助 補助金の額は、補助対象経費に以下の補助率を乗じて得た額(500,000円を上限とする。)とする。 (ア) 学生等で構成される団体と連携する場合 10分の10 (イ) その他 2分の1 イ 家賃補助 補助金の額は、補助対象経費に以下の補助率を乗じて得た額(600,000円(月額50,000円)を上限とする。)とする。 (ア) 学生等で構成される団体と連携する場合 10分の10 (イ) その他 2分の1
補助期間	ア 改装費及び事業開始経費補助 1事業につき1回(初年度に限る。) イ 家賃補助 補助期間は最大3年とする(毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとするができる。)

[留意事項]

- 1 同一の補助事業により、第2条（1）に掲げる各支援事業の補助金を重複して受けることはできない。
- 2 万一、補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行わない。

2 美浜区民フェスティバル事業

美浜区民フェスティバル実行委員会が美浜区区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的とした区民フェスティバルを開催する事業

補助対象者	美浜区民フェスティバル実行委員会(区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体)
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助限度額	別に区長が定める額

年 月 日

(あて先) 千葉市美浜区長

申 請 団 体	団体・グループ名 住 所 代表者 職・氏名(※)	※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認できる場合には記名のみのみで可。			
	電話番号 (携帯電話)	— —		F A X	— —
		— —		電子メールアドレス	
	設立（活動開始）年月日	年	月	日	構成員数（会員数） 人
	ホームページ	無 ・ 有 【URL】			
	活動趣旨・目的				
申 請 事 業	活動内容・実績				
	助 成 実 績	(過去5年間に他団体（本市を含む）からの助成実績等がある場合に記入)			
	事業名				
申 請 事 業	支 援 コ ー ス	(申請する支援コースを1つ選んで○をしてください) Ⅰ 地域づくり活動支援 Ⅱ 区テーマ活動支援 Ⅲ 地域拠点支援			
	共催・後援・協賛等	無 ・ 有 → 共催・後援・協賛・協力 []			
	補助金交付申請額	円			
	事業総経費 (対象事業費)	[収入総額（見込み）]		円	
		[支出総額（見込み）]		円	
実施時期・期間	年	月	日	～ 年 月 日	
添 付 書 類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他区長が必要と認める書類				

*** 代表者以外の方が連絡担当者になる場合、下記もご記入ください。**

連絡担当者	役 職		氏 名	
	電話番号 (携帯電話)	— —	F A X	— —
		— —	電子メールアドレス	
	住 所			

*美浜区自主企画事業補助金交付要綱ならびに美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領等の関係法令等を熟読の上申し込みます。

年 月 日

美浜区自主企画事業（美浜区民フェスティバル事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市美浜区長

年度美浜区自主企画事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

(申 請 者) 団 体 名 住 所 代表者 職・氏名 (※)		※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認できる場合には記名のみで可。
補 助 金 交 付 申 請 額		円
交 付 を 受 け たい 時 期		年 月 日
事業の	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 実行委員会規約又は会則 4. 実行委員会構成員名簿 5. その他区長が必要と認める書類

暴力団排除に関する誓約書

美浜区自主企画事業（美浜区地域活性化支援事業）の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、千葉市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）
第2条第1号に規定する暴力団

（２）条例第2条第3号に規定する暴力団員等

（３）条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

（４）前3号に掲げる者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体

年 月 日

千葉市美浜区長あて

（誓約者）

団 体 名

住 所

代表者 職・氏名

※記名押印または本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の
申請であることを確認できる場合には記名のみで可。

団体名	
-----	--

事業計画書 I

応募する活動・事業について

事業名	
目的 (解決したい地域 課題など)	
取組内容	
実施スケジュール	

実施場所・地域	
対象者数（見込み）	※算出根拠も記載してください。
事業実施に当たっての地域や他団体との連携	無 ・ 有 → 団体名〔 〕
	（有の場合、具体的な連携内容を記載してください。） （無の場合、その理由を記載してください。）
区民の皆さんに、事業を知ってもらうため、あるいは事業に参加・協力してもらうために、どのような広報活動を行う予定ですか。	
応募する活動・事業の終了後に、地域がどのようなことを期待しますか。	
今後の事業展開（今回の活動の成果をどのように発展させていこうと考えていますか。）	

(過去にこの補助金もしくは魅力ある美浜区づくり活動支援事業補助金を受けた団体)

過去に補助金を受けた年度	
金 額	
事 業 名	
過去に補助金を受けた活動・事業の成果	
過去に補助金を受けた活動・事業における課題	
今年度申請する事業について、過去の課題を受けて改善、又は拡大した項目について○をつけ、その内容について記入してください。	
(項 目)	1 事業の対象 2 実施場所・地域 3 実施体制 4 広報 5 その他 ()
(改善・拡大した内容)	

団体名

収 支 予 算 書

1 収入

収入科目	金 額（円）	内 訳
市補助金		美浜区地域活性化支援事業補助金
寄 付 金		
参 加 費		
雑 収 入		
そ の 他		
収入計	0	

2 支出

支出科目	金 額（円）	内 訳
報償費		
旅 費		
消耗品費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
手数料		
広告料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
その他		
支出計	0	

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・会員間での親睦のための食糧費
- ・団体内、または単価5万円を超える報償費

団体名	
-----	--

収 支 予 算 書

1 収入

収入科目	金 額 (円)	内 訳
市補助金		美浜区地域活性化支援事業補助金
寄 付 金		
参 加 費		
雑 収 入		
そ の 他		
収入計	0	

2 支出

支出科目	金 額 (円)	内 訳
報償費		
旅 費		
消耗品費		
食糧費		
印刷製本費		
修繕料		
光熱水費		
通信運搬費		
手数料		
広告料		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
原材料費		
備品購入費		
負担金		
家 賃		
その他		
支出計	0	

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・会員間での親睦のための食糧費
- ・団体内、または単価5万円を超える報償費
- ・敷金・礼金、共益費、管理費等

様

美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美浜区自主企画事業補助金の交付について、
下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市美浜区長

補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
事業名等	
交付条件	1. 補助事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、事前に区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助金交付決定額の総額の 10 分の 1 に満たないものについてはこの限りでない。 2. 補助事業を中止、又は廃止する場合には、賛助金の取り扱いも含め、事前に区長の承認を受けること。 3. 補助事業が計画どおり実施できない場合又は補助事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。 4. 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

美浜区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市美浜区長

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、要綱第 6 条の規定により申請します。

(申 請 者) 団 体 名 住 所 代表者 職・氏名 (※)		※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認できる場合には記名のみで可。
事業の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更・中止・廃止の理由		
変更・中止・廃止 予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		1. 事業変更計画書 2. 変更計画に係る収支予算書 3. その他区長が必要と認める書類

様式第 8 号

千葉市指令 第 号

様

美浜区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった美浜区自主企画事業の変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市美浜区長

1 承認事項

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市美浜区長

(請 求 者) 団 体 名 住 所 代表者 職・氏名 (※)	※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認 できる場合には記名のみで可。
補 助 金 の 確 定 額	円
事 業 名	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付請求額	円
添 付 書 類	美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

年 月 日

美浜区自主企画事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市美浜区長

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった補助金の
交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定にお
いて準用する同条第 1 項の規定により請求します。

(請 求 者) 団 体 名 住 所 代表者 職・氏名 (※)	※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認 できる場合には記名のみで可。
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
事 業 名	
補助金の交付請求額	円
添 付 書 類	美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

美浜区自主企画事業実績報告書

(あて先) 千葉市美浜区長

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

(報 告 者) 団 体 名 住 所 代表者 職・氏名 (※)	※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認できる場合には記名のみで可。
事 業 着 手 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他区長が必要と認める書類

美浜区自主企画事業補助金額確定通知書

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市美浜区長

年 月 日付美浜区自主企画事業実績報告書により、 年度美浜区自主企画事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
事業名	円
事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名 様

美浜区自主企画事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した美浜区自主企画事業補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市美浜区長

補助金の交付決定額	円
事 業 名	
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 り 消 し の 理 由	

- 審査請求等について
- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
団 体 名
代表者氏名 様

美浜区自主企画事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市美浜区長

補助金の交付決定額	円
事 業 名	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	市が発行する納入通知書により返還すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。